

地域で支える地域包括ケアシステムの強化を目指して

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

市は、高齢者の保健福祉施策の基本的な考え方や目指すべき取り組みを総合的・体系的に整理し、制度改正への対応と将来の展望を見据え安定的な運営を図るため、「高齢者保健福祉・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

計画(平成30～32年)の主な内容

高齢者保健福祉事業の推進

市の人口は減少傾向ですが、65歳～74歳、85歳以上人口はしばらく増加する見込みです。また、高齢者のみの世帯、認知症を有する高齢者の増加が予想されます。介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた家庭や地域で暮らし続けることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な課題です。

心のつながりを大切に

支え合い助け合い安心のまち

計画では、制度改正や課題を踏まえ「心のつながりを大切に 支え合い助け合い安心のまち」を基本理念とし、①介護予防・生活支援・健康



高年齢者数および高齢化率の推計

⑤介護保険制度の持続 ①の5つを基本目標としました。この目標を実現するため、高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進していきます。

地域支援事業の推進

地域支援事業では、平成29年度から開始した「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業」、「任意事業」を実施しています。

「介護予防・日常生活支援総合事業」では、訪問型サービスと通所型サービスの充実に取り組みとともに、高齢者の介護予防を目的としたサービスや、生活習慣病などを防ぐための健康づくりの支援を引き続き実施します。

「包括的支援事業」では、地域包括ケアシステムの強化・推進に向け、地域包括支援センターの機能強化、認知症施策などを推進します。また、医療と介護の連携を図るた



高梁市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

平成30年度からの介護保険料のお知らせ

市の試算では、第7期計画期間における認定者数は第6期計画期間に比べ、3年間の平均で約2%（50人）程度、1カ月当たりサービス延利用者数は約8%（250人）程度増加するものと見込んでいます。また、平成31年10月からの消費税率の引き上げや、介護職員の処遇改善などによる影響を勘案し、介護（予防）給付費は、3年間で約8.4%（11億円）程度増加する見込みです。

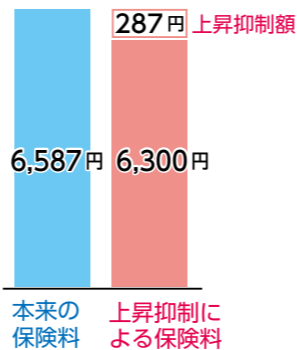
こうした状況を踏まえ、今後も制度の安定的な運営を図るため、介護保険事業計画に基づき、保険料の改定を行いました。

なお、被保険者の負担能力に応じてきめ細かく対応できるよう、第6期に引き続き、低所得者（第1段階）の負担軽減と所得段階の多段階化（12段階）を継続し、各被保険者の所得段階に応じた保険料を設定します。

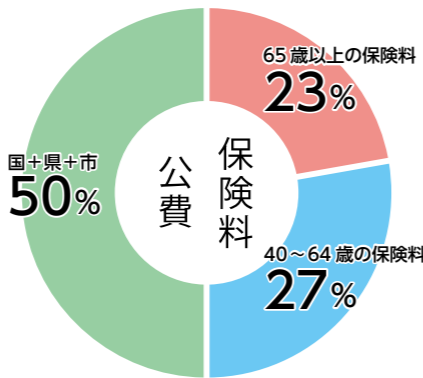
所得段階	対象者	保険料(年額・円)	
		第6期(平成27～29年度)	第7期(平成30～32年度)
第1段階	世帯全員が市税非課税 ・本人が老齢福祉年金受給権者で、生活保護の被保護者 ・本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	30,240	34,020
第2段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	43,680	49,140
第3段階	第1段階と第2段階に含まれない人	50,400	56,700
第4段階	市税世帯世帯課税 本人非課税者 課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人	57,120	64,260
第5段階	第4段階に含まれない人	67,200	75,600
第6段階	市税課税者	合計所得金額が120万円未満の人	87,360
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	90,720
第8段階	市税課税者	合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	104,160
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	110,880
第10段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	124,320
第11段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	137,760
第12段階	合計所得金額が800万円以上の人	141,120	158,760

所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費を差し引いたものです。複数の所得がある場合には、全て合計します。(合計所得金額)

第7期(第5段階)基準保険料(月額)



介護保険給付の財源構成



保険料の上昇抑制

今回の改定にあたっては、第8期計画以降の保険料の動向も見据え、介護給付費準備基金の約半分の取り崩しと保険料段階の多段階化により、基準保険料を1人当たり月額2,877円(年額34,444円)の上昇抑制を図りました。

相互扶助の精神を基本とした介護保険制度に、被保険者皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問 介護保険課 ☎(21)0299

め、包括的、継続的な連携支援体制の整備や多職種連携ネットワーク体制を強化するなど、さまざまなサービスで高齢者の生活支援に取り組みます。

地域支援事業	
介護予防・日常生活支援総合事業	
○介護予防・生活支援サービス事業	
・訪問型サービス・通所型サービス	
・生活支援サービス	
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)	
○一般介護予防事業	
包括的支援事業	
○地域包括支援センターの運営	○在宅医療・介護連携の推進
○認知症施策の推進	○生活支援体制整備事業
任意事業	
○介護給付費適正化事業	○家族介護支援事業
○その他	

問 介護保険課 ☎(21)0299
※計画は、市ホームページへ掲載しています。

※平成30年1月19日から2月8日まで実施した意見募集(パブリックコメント)でのご意見はありませんでした。

65歳以上の人の保険料の納め方

●特別徴収

年額18万円以上の年金を受給している人は、年金天引き(年金特別徴収)となります。ただし、次のような場合には、一時的に納付書か口座振替(普通徴収)で納めることになります。

- ①年度途中で65歳に到達した
- ②年度途中で市内へ転入した
- ③年度途中で保険料変更があった
- ④年金を担保に借り入れしている
- ⑤年金が一時差し止めになった

●普通徴収

年金額が年額18万円未満の人は、送付される納付書で納付してください。納付には口座振替が便利です。納期前の保険料をまとめて納付することもできます。

※徴収方法の選択はできません。

○お知らせ

特別な理由なく介護保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じた保険給付が制限されることがあります。また、災害など特別な事情により一時的に保険料が納められなくなったときは、徴収猶予や減免が受けられる場合もありますので、税務課へご相談ください。

問 税務課 ☎(21)0214